

平成23年度 第2回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会

— 議 事 要 旨 —

1 日 時 平成23年8月19日(金) 13:15~16:10

2 場 所 岐阜県庁 4階 特別会議室

3 出席者

○県立看護大学関係 (13:15~14:20)

〔委員〕 犬塚委員長、石原委員、林委員、松波委員

〔専門委員〕 (県立看護大学関係)片桐専門委員、橋本専門委員

〔法人〕 (公立大学法人岐阜県立看護大学)小西理事長、佐藤理事兼事務局長

〔設立団体〕 (岐阜県)近田健康福祉部長、日置健康福祉部次長、後藤医療整備課長、松原県立病院・看護大学法人企画監、間宮県立病院・看護大学法人担当課長補佐 他

○県立病院関係 (14:30~16:10)

〔委員〕 同上

〔専門委員〕 (県立病院関係)小林専門委員、金山専門委員

〔法人〕 (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター)渡辺理事長、富田副理事長兼事務局長
(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院)原田理事長、岩田副理事長兼事務局長
(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院)山森理事長、藤枝理事兼事務局長

〔設立団体〕 上記に加え、議題6について奥田総合療育推進担当課長補佐が参加

4 議 題 (審議事項)

[議題1] 公立大学法人岐阜県立看護大学の平成22年度財務諸表について

[議題2] 公立大学法人岐阜県立看護大学の利益処分について

[議題3] 公立大学法人岐阜県立看護大学の平成22年度業務実績に関する評価について

[議題4] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の平成22年度財務諸表について

[議題5] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の平成22年度業務実績に関する評価について

[議題6] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター中期目標の変更について

○林委員(公認会計士)が都合により30分ほど遅れて到着することになったため、議題の順序を入れ替えて、まず[議題3]の業務実績に関する評価を先に行い、[議題1]及び[議題2]をその後に審議することとした。

【議題3】公立大学法人岐阜県立看護大学の平成22年度業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料3-3 に従い事務局から説明

【犬塚委員長】

検証結果についてご意見をいただきたい。評価が「Ⅲ」から「Ⅱ」に下がっているものや、「Ⅲ」から「Ⅳ」に上がっているものがある。例えば64番、育児休業（に関する任期付き職員採用）についてだが、「Ⅲ」という自己評価からから「Ⅳ」に上げたほうがいいのではないかとというのが事務局の案か。

【松原企画監】

そのとおり。委員の方からのご意見に沿って提案させていただいている。

【松波委員】

82番が「Ⅲ」から「Ⅱ」に下がっているが、これは科学研究費の獲得件数が少なかったから評価されていないのか。

【間宮課長補佐】

これについては、科学研究費の獲得を意図して立てられている項目ではなく、科学研究費の獲得に関しては別の項目で評価しているものであって、自主財源の獲得というのは科学研究費を含まないものとして、自主財源獲得の実績がないとして「Ⅱ」とした。科学研究費の獲得がないから「Ⅱ」としたのではない。

【松波委員】

公的な大学の場合、自分から収入増を図れというのは、具体的にどういうふうにやったらいいか難しい。例えばグラウンドを駐車場に貸し出せるかといえはそういう訳にもいかない。例えば岐阜大学などの場合には寄付講座があるが、これはどういう分類に入るのか。自主財源の確保に当たるのか。

【犬塚委員長】

実際自主財源というのはどういうものを指しているのか。

【看護大学 佐藤理事】

もともと中期目標、中期計画では大学の財源確保のために、受益者負担も今後検討してはどうかという意見が前提としてあって、そういう年度計画になったが、中期計画ではむしろ学生の受益を中心に書いてあるので、科学研究費は別の項目に入れてあり、ここでは扱うべきではないということで「Ⅱ」にしてあると思う。

【松原企画監】

参考資料で言うと、43ページ・通し番号80番で科学研究費の項目があり、科学研究費については獲得に向けて申請を積極的に行うということで評価をしている。それ以外の今の82番のところで受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討するという項目で、検討をした形跡がないので提案として「Ⅱ」とした。

【看護大学 小西理事長】

補足すると、認定看護師の講習会を行って講習料を徴収することを検討したが、需要と供給のバランスを考え、開講の方針の見直しを行った。例えば、感染管理認定看護師の研修会を開講した場合、次年度以降も毎年30名の参加者が得られるかどうかである。加えて、開講するためには1名の感染看護専門の教員を採用しなければならないとか、会場を半年間確保しなくてはならない等の開講条件

について対応を検討した。今後も引き続いて検討はしていきたいと思う。

【松波委員】

認定看護師の件だが、岐阜県病院協会の会長とすれば、ものすごく要求は多い。だが病院は規制をする場合がある。将来を見据えれば絶対に必要であるのでどんどん受けるべきであるのだが。潜在的な要求はすごく大きい。資格を取りにずいぶん遠いところまで行っているようだが、看護大学の方でやっていただければ、岐阜県としては非常に助かる。

【犬塚委員長】

内容的なところはともかくとして、評価の方は、記載がないとしても実績としてあったことを付け加えるならば評価は「Ⅲ」ということになるが。今の状況だと困難か。

【橋本専門委員】

入学試験を受けると試験料が入るのだが、入学試験受験者を増やす努力をしたとか、そういうのはここに含まれるのか。自主財源というのは授業料以外に方法はないのか。

【看護大学 佐藤理事】

もちろんある。大学独自の財源なので、入学金や特別検定料、寄付講座などがある。もともと中期計画で受益者負担分をうたって年度計画で自主財源をうたった趣旨としては、受益者負担として学生に負担を求めるのは最終手段ではないかという考えによるもの。大学の運営が行き詰まったときに学生に受益者負担を求める必要もあるかと思うが、その前に大学の自主努力が必要である。その前に自主財源を検討しようという順序だてによるもの。

検定料や施設の使用料など、わずかかもしれないが努力をしたうえで、それでもなおかつ必要なときは受益者負担を求めるという意味で書いたものである。

【犬塚委員長】

実績には記入がないが、検討はしたということか。

【看護大学 小西理事長】

そういうことである。

【犬塚委員長】

この点に関して検討されているということであれば、実績の記入を検討しなければならないが、そういうことであれば「Ⅲ」とさせていただく。

他になければ、コメントを付す事項の検討に移る。

例えば、資料3-2の資料の通し番号03番で、コメントとしては教養科目について、単科大学としてそれなりにやられているけれども、全員非常勤（教員）という現状は改善の余地があるとか。

【看護大学 小西理事長】

岐阜県立看護大学としては教養科目をかなり重視しており、全部で32単位、全体の4分の1は教養科目を充てているということを補足させていただきたいのと、全て非常勤の教員と誤解されているのではないかと気になる。英語は開講が全部で9単位あるが、英語には専任の教員を一人置いている。情報は看護学でも重要で1名配置しており、関連する科目として疫学や看護情報演習があり、教養科目担当の専任教員に授業で協力を得ている。教養科目担当の専任教員は0名ではなくて2名いるということを補足する。

【犬塚委員長】

それでは担当教員の「すべて」ではなく「多く」が非常勤ということか。

【看護大学 小西理事長】

そういうこと。0名ではないことだけ補足したい。

【犬塚委員長】

教養科目32単位というのは非常に多く、それからみればごく一部かもしれないが、0名ではないということで、その部分は字句の修正が必要。

他に質問がなければ、修正点は、通し番号82番・自主財源のところの「Ⅱ」を「Ⅲ」にするということと、文言を加えるということ。それと文言について、通し番号03番、「すべて非常勤」というのは、そうではないので、「多くが非常勤」ということで修正をするということで、異議はないか。

(異議なしの声)

【犬塚委員長】

それでは、本案は原案を一部修正のうえ決定された。

<評価結果原案>

資料3-4 に従い事務局及び法人から説明

【犬塚委員長】

評価結果原案に特に意見がなければ、財務諸表に関する検討でもし意見があれば立ち戻るという前提で、本案は承認いただけるか。

(異議なしの声)

【犬塚委員長】

それでは、本案は原案を一部修正のうえ決定された。

【議題1】 公立大学法人岐阜県立看護大学の平成22年度財務諸表について

【議題2】 公立大学法人岐阜県立看護大学の利益処分について<財務諸表>

資料1-1 ～ 資料2-2 に従い事務局及び法人から説明

【片桐専門委員】

資料番号1-2 3ページについて、私立学校であれば人件費比率が注目される比率であり、5%を超えると「危ない」、60%を超えたら「大丈夫か」と、言われる数字である。

公立大学の場合はどれぐらいが適当かを私は知らないのですが、多いとか少ないとかは言えないところだが、ちょっと見たところでは64.8%というのは多いような気もする。公立大学の場合はどの程度が適当なのか。

【看護大学 佐藤理事】

国公立と私立は違うと思うが、正直言って公立大学の場合はどの程度が適当かは分からない。私学だと適正な授業料をもらって、経営努力の上でそれに見合ういろいろな教育を人を雇って行う、ということだと思うが、国公立の場合は授業料をできるだけ低く抑えるようにしているため、自己財源が少なくなっている。

【片桐専門委員】

授業料ではなく、運営費交付金を受けた総収入と人件費との比較のことなのだが、三重県の場合は60%で私学ではちょっと危ないという数字なのだが、岐阜県の場合64.8%というのは、教員の数が多すぎないかとか、給与費が高すぎるのではないかとか、そういうことの分析になってくるが、公立大学の場合は大体どれぐらいの比率が相当なのか、という観点で長期の計画が出てくると思う。そういう意味で質問したい。

【看護大学 佐藤理事】

教員数については、設立のときに、同規模の看護をやっている大学と比較して同じような数としており、教員数が多いとは考えていない。看護の単科なので、実習などいろいろな経費がかかり、人数はそれなりに必要である。給与の額は県の給与の基準に従っており、高収入で教員を引き抜いてきたものではないのだが、比較すると確かに高くはなっているので、当然経営努力はやっていく。

【片桐専門委員】

まあ倒れることはないので、結構だとは思いますが。

【犬塚委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、看護大学の財務諸表及び利益処分について、当委員会としての（承認することが適当であるとする）意見書を知事に提出することについて、ご意見を伺う。ご意見ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

【犬塚委員長】

それでは異議なしということで、これを提出する。

○部長閉会あいさつ（看護大学部分閉会）

○10分間の休憩

議事概要：県立病院関係 [資料4-1～6-3]

【議題4】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の平成22年度財務諸表について

資料4-2-1 ～ 資料4-4-3 に従い事務局及び法人から説明

【林委員】

総合医療センターについて、損失が9億9千2百万だが、入院部門と外来部門に分けて把握することは可能か。原因を見る場合、どちらからきたものかを把握する場合にどのように見ればよいか。

【総セ 富田副理事長】

現実には共通経費的な部分があるため、入院・外来でそれぞれ経費を算出することはできない。入院・外来ともに全体の経費としては増加しているのだが、経費を分けて分析するまではしていない。

【総セ 渡辺理事長】

DPC（診断群分類包括評価）といって入院中に検査をすると包括にされるため、入院前に後で役に立つよう外来で検査をすることもある。出来高ではなくて、DPCの制度があるために起こったことである。

【林委員】

多治見と下呂に聞きたいが、資料にそれぞれ「会計処理の変更」と記載されているが、どの部分の会計処理を変更したのか。

【多治見 岩田副理事長】

減価償却の残存価額が、従来は5%でやっていたのだが、1円でよいということになったので、その部分を変更した。例えば取得価額が100円の場合、残存価額は5円必要であったのが、4円が減価償却できるようになった。

【下呂 藤枝理事】

下呂温泉病院では、電子カルテの開発費の残高が平成21年度末で5,863万7千円あったのだが、残存年数が1年未満であるため、法人設立時に資産として承継されなかった。これは県の方で法人へ承継する財産が、残存年数1年以上かつ移行残存価額が10万円以上に限定されていたということで、その部分が計上されていない。

【多治見 岩田副理事長】

多治見病院の場合も、今の部分と一緒に、1億2千万ほどが該当する。

【犬塚委員長】

他に質問・意見等なければ、知事への意見書を提出することに異議はないか。

【林委員】

質問だが、財務諸表を3ヶ月以内に提出して承認を受けなければならないとあるが、これは提出さえされれば承認は3ヶ月にかからないということか。

【松原企画監】

そういうことでよい。

【犬塚委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、財務諸表について、当委員会としての意見書を知事に提出することについて、ご意見を伺う。

ご意見はないか。

(異議なしの声)

【犬塚委員長】

それでは異議なしということで、これを提出する。

〔議題5〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の平成22年度業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料5-2-1

～

資料5-3-3

に従い事務局から説明

【犬塚委員長】

総合医療センターについて、質問や意見はあるか。

【松波委員】

項目04について、この規模の病院にしては認定看護師については数が少ないと思うが、渡邊院長の意向が細かいところまで徹底されていい成績になってきている。これは裏腹で研修を受けさせようと思うと現場が手薄になるので、現場を説得して資格をとらせて欲しいと思うところ。結果は精一杯努力してやったものではないかと思う。

【犬塚委員長】

年度計画を大きく上回るものではないということか。

【松波委員】

大きく上回るのはなかなか難しいと思うが。

【総セ 渡辺理事長】

実は受け入れ側の方も定員があって、申し込んでも試験があって、全国からいっぱい申し込んでいるものだから試験に落ちるとかいろいろあって、努力しているのだが・・・

【犬塚委員長】

他に質問や意見がなければ多治見病院について、質問や意見はあるか。法人の方からも何かご意見は。

(発言者なし)

【犬塚委員長】

特になければ、下呂温泉病院について、質問や意見はないか。法人の方からも何かご意見は。

【下呂 山森理事長】

2ページの項目04番。当院では感染管理認定看護師について、8年前から岐阜県で2番目の育成を行って出しているし、皮膚・排泄ケア認定看護師も5年前からとっている。今回新しく脳卒中リハビリテーション認定看護師ができたので、早速、当院はリハビリテーションをやっていることからとったところである。このように先進的に資格をとってはいるのだが、当院では規模的にさすがに二人置くのは難しいところがあるので、資格をとって来た人を中心に周囲に知識を広げるような方向でやっている。

【犬塚委員長】

他にご意見・ご質問がなければ原案どおり承認することについて、ご意見を伺う。
ご意見はないか。

(異議なしの声)

【犬塚委員長】

それでは異議なしということで、原案どおり承認する。

<評価結果原案について>

資料5-4-1

～

資料5-4-3

に従い事務局から説明

【犬塚委員長】

総合医療センターの評価結果原案について、何か意見はないか。

【松波委員】

岐阜県病院協会の立場からみて、総合医療センターは、全国の病院と比べて信じられないくらい内容がいい。これは本当に評価されるべき病院だと思う。よくやっておられるなと思う。

【犬塚委員長】

他にご意見なければ、法人の方からも特になければ、原案どおりと認めてよいか。

(特に意見なし)

【犬塚委員長】

それでは原案どおり決定した。それでは多治見病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

【松波委員】

総合医療センターに比べて、病院としては規模が一回り小さいが、その代わり病院としては非常に堅実な経営をしていると思う。

【犬塚委員長】

他にご意見なければ、法人の方からも特になければ、原案どおりと認めてよいか。

(特に意見なし)

【犬塚委員長】

それでは原案どおり決定した。それでは下呂温泉病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

【松波委員】

非常に不利な条件の場所・立場でよくやっていると思う。評価としてはどうしても「A」はつけられないのだが、精神的には「A」をつけるくらい、よく頑張っているなど思う。

【犬塚委員長】

他にご意見なければ、法人の方からも特になければ、原案どおりと認めてよいか。

(特に意見なし)

【犬塚委員長】

それでは原案どおり決定した。

この後、各法人には評価結果を通知して、法人からの意見の申し出を受けるが、特に法人からの意見の申し出がなければ、案のとおり評価結果を決定する。法人から意見の申し出がある場合は、それによって評価結果の修正が必要である場合には、改めて委員の皆様の意見を伺うことになるが、その具体的な方法については委員長である私に一任いただくということよろしいか。

(異議なしの声)

【犬塚委員長】

それでは、その後の対応については、事務局を通して改めて通知させていただくことにしたい。

[議題6] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター中期目標の変更について

資料6-1、資料6-3 に従い事務局から説明
※途中から 資料6-2 に従い総合療育推進担当から説明

【犬塚委員長】

法人の方からは説明はないか。

【総セ 渡辺理事長】

現在、岐阜県では障がい児のベッドが不足しているということで、県外のベッドを求めている現状を考えると、子どもは急性期病院であるが、このような施設を併設して、岐阜県のこども医療に対し

てのお手伝いをしたいということで、この計画を進めたいと思っている。

【犬塚委員長】

委員の方からご質問は。

【小林委員】

直接関係ないかもしれないが、重症心身障害児施設の機能の整備とは、長良医療センターと同じ規模のものがもう一つできるということなのか。

【総セ 渡辺理事長】

希望が丘学園はリハビリテーションということで体の不自由な人。長良医療センターは心のケアも必要な人。私たちは重症で障害を持って生まれた0歳からの患者、赤ちゃんで障害を持って生まれる子が多いもので、レスピレーターが必要な患者の、非常に小さいときからの重症な時期を重点的に治療する。

【小林専門委員】

最近ある学会で発表させていただいたのだが、長良医療センターの障害者病棟の平均在院日数が八千数百日。これは平均だから、生まれてから25年間。最大で40年以上入っている。これを全部入院でやるのではなくて、何とか在宅に戻せないかと、全国有床診療所連絡協議会で問題提起した。一生、生まれてからずっと同じベッドばかりにいるのではなく、全部は難しくても何人かは何とか在宅に戻せないか。全部が全部、病院で、総合医療センターでとなると家に帰れなくなるので、何とか在宅医療につなげて行く体制を考えていってもらえないか。

【総セ 渡辺理事長】

おっしゃるとおりで、実は在宅に帰る子もいる。今ずっと入院しているのは在宅に帰れない人。私は昭和40年代に1年間長良医療センターに勤めていたのだが、そのときにいた人が今もまだいる。その人は帰れない状態で非常に高度な医療を受けたり、いったん在宅になってもまた戻ったりしている。私たちは、生まれて障害があってレスピレーターをつけるとか、そういう子供を0歳から受け入れて、将来障害の程度が低くなるような高度な医療を行いたい。

【小林専門委員】

在宅であろうが有床診療所であろうが、ある程度呼吸管理とか、高度な医療を提供できる医療機関があれば、在宅に戻るといった概念も中に入れていって欲しい。

【総セ 渡辺理事長】

医師会との関係では、付近のかかりつけ医がどこまでサポートするか。そこは医師会の方でもお願いすることになる。

【小林専門委員】

それは「はやぶさネット」の中にも取り入れようとしている。何とか在宅医療に戻せる人を増やしていかないと、今の高度医療では延命治療がずっと増えるばかりになるので、どうやったら在宅に戻せるかを私たちも研究を始めている。構想段階に研究テーマに加えていただきたい。

【総セ 渡辺理事長】

この間、県の会議で、希望が丘学園や長良医療センターと、ネットワークを組んでお互いに連絡体制をとることを考えているので、その方向で行きたいと思う。

【小林専門委員】

在宅に持っていくには、高度な医療を必要とするので、ぜひとも在宅のチームも三施設の中に入れて欲しいと思う。

【犬塚委員長】

事務局からどうぞ。

【奥田課長補佐】

先ほどの資料6-2で、委員からご指摘のあったとおり、3ページであるが、冒頭の説明では県総合医療センターの中期目標の変更に関する部分とは別に、Iの(2)の部分で、入院医療から在宅医療に変える体制の整備ということで、お帰りになった後の費用の負担とか、医療的ケアの必要な方でショートレスパイトサービスの実施機関を増やしていく支援について、一体的に考えていきたいとされているので補足したい。

【犬塚委員長】

他にご意見・ご質問がなければ意見書を知事に提出することについて、ご意見を伺う。
ご意見ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

【犬塚委員長】

それでは異議なしということで、これを提出する。

○部長閉会あいさつ(全体閉会)